

報道機関 各位

資料提供	令和2年9月11日
総務部	総務課 公益法人班
担当者	主幹（兼）班長 内田 鉄嗣
	副主幹 宮崎 誠
TEL	018-860-1057
美の国あきたネット掲載 有	

---

## 秋田県が設立した公立大学法人の令和元年度に おける業務の実績等に関する評価について

---

秋田県地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第78条の2第1項の規定に基づき、秋田県が設立した公立大学法人秋田県立大学及び公立大学法人国際教養大学の令和元年度における業務の実績並びに公立大学法人国際教養大学の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行い、その結果を当該法人に通知するとともに、知事に報告しましたので、お知らせします。

### 【評価結果】

- 各法人の全体評価調書及び項目別評価結果については、別添のとおりです。
- 各法人の項目別調書については、美の国あきたネットを御覧ください。

### 【評価委員会委員長コメント】

別紙1を御覧ください。

### 【評価基準】

別紙2を御覧ください。

### 【参 考】

秋田県地方独立行政法人評価委員会委員名簿 等  
別紙3を御覧ください。

## 公立大学法人秋田県立大学の業務の実績（令和元年度）に関する全体評価調書

### 全体評価

#### 事業の実施状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 学部学生の確保については、県内出身入学生比率に係る目標が未達成となっており、県内出身者を対象とした新入試制度の一層の周知など達成に向けた更なる努力が求められる。
- 大学院学生の確保については、社会人学生の受入れなど博士後期課程への入学者確保の取組は評価されるものの、収容定員充足の目標が未達成となっており、大学院進学者の増加に向けた更なる取組が期待される。
- キャリア教育・就職支援については、引き続き学年に応じた、きめ細かなキャリア教育・就職支援や求人開拓の取組が行われ、就職希望者に対する就職率も目標の100%を達成したことが評価される。
- 県内産業の支援については、県内の企業・自治体・公設試験研究機関等からの受託・共同研究の受入件数が目標を上回っていることが評価されるほか、県内企業の航空機産業への参入に向けた企業等との連携や、「次世代農工連携拠点センター（仮称）」の設置に向けた検討が進められており、今後の本県産業の発展に寄与することが期待される。
- 地域で活躍する人材の輩出については、ジョブシャドウイングやインターンシップなど積極的な取組が実施され、県内企業等への就職者の割合が目標値24%を超えたことが高く評価される。今後も、目標達成に向けた更なる取組が期待される。

#### 財務状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 外部研究資金の獲得金額が前年度を上回っており、自己財源の確保に向けた努力が継続されている。

#### 法人のマネジメントについて

全体として計画どおり実施していると認められる。

### 中期計画の達成状況

中期計画の達成に向け着実に年度計画が実施されている。

県内出身入学生比率及び大学院の定員充足について、引き続き目標達成に向けた取組が求められる。

### 組織、業務運営等に係る改善事項等について

組織、業務の運営等に関し、特に改善を勧告すべき点はない。

秋田県立大学（令和元年度）項目別評価結果

評価項目	自己評価	評価
I 教育に関する目標を達成するための措置	A	A
1 学生確保の強化	B	B
(1) 学部学生の確保	B	B
(2) 大学院学生の確保	B	B
2 教育の充実	A	A
(1) 学部教育の充実	A	A
(2) 大学院教育の充実	A	A
(3) 教育力の向上	A	A
3 学生支援の強化	A	A
(1) 学修支援	A	A
(2) 学生生活支援	A	A
(3) キャリア教育・就職支援	A	A
II 研究に関する目標を達成するための措置	A	A
1 先端的・独創的研究や特色ある研究の推進	A	A
2 外部研究資金の獲得強化	A	A
3 研究成果の活用	A	A
III 地域貢献に関する目標を達成するための措置	A	A
1 県内産業の支援	A	A
(1) 産業振興への寄与	A	A
(2) コーディネート機能の強化	A	A
2 地域社会への貢献	A	A
(1) 地域で活躍する人材の輩出	A	A
(2) 地域課題解決・地域活性化への支援	A	A
(3) 学校教育への支援	A	A
(4) 生涯学習への支援	A	A
IV 国際交流・他大学等との連携に関する目標を達成するための措置	A	A
1 国際交流の推進	A	A
(1) 海外大学等との学術交流の促進	A	A
(2) 国際感覚を備えた人材の育成	A	A
2 他大学等との連携の強化	A	A

評価項目	自己評価	評価
V 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	A	A
1 組織運営の効率化及び大学運営の改善	A	A
(1) 組織運営	A	A
(2) 教育研究組織等の改善	A	A
(3) 人事管理	A	A
2 財務内容の改善	A	A
(1) 自己財源の確保	A	A
(2) 経費の節減	A	A
3 自己点検・評価等の実施及び情報発信	A	A
(1) 自己点検・評価等	A	A
(2) 大学情報の発信	A	A
4 その他業務運営に関する事項	A	A
(1) 安全等管理体制の充実	A	A
(2) 教育研究環境の整備	A	A
(3) 情報セキュリティ対策の強化	A	A
(4) コンプライアンスの徹底	A	A
VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A	A
VII 短期借入金の限度額	—	—
VIII 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画	—	—
IX 重要な財産の譲渡等に関する計画	—	—
X 剰余金の使途	A	A
XI 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	A	A

(参考)

評価基準	評価
特に優れた実績を上げている。	S
年度計画どおり実施している。（100%以上）	A
概ね年度計画を実施している。（80%以上100%未満）	B
年度計画を十分には達成できていない。（80%未満）	C
業務の大幅な改善が必要である。	D

## 公立大学法人国際教養大学の業務の実績（令和元年度）に関する全体評価調書

### 全体評価

#### 事業の実施状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 学生の確保については、グローバル・セミナー入試の定員の拡充等の見直しは評価されるものの、県内出身入学者数に係る目標が未達成となっており、県内出身入学者数の増加に向けた更なる努力が求められる。
- 留学生の確保及び留学先拡大の取組については、重要度の高い海外提携校との関係強化に努めながら、海外提携校数の目標を前倒して達成したことが評価される。
- 大学院学生の確保については、広報活動の強化等に取り組んでいるものの、大学院全体では定員を満たしておらず、引き続き大学院学生の確保に向けた更なる努力が求められる。
- 学修の支援については、外国語の自律学修支援、英語論文や数学などの個別学修支援、特別選抜入試の合格者に対する英語強化合宿の実施など、きめ細かな取組が行われていることが評価される。
- キャリア支援については、キャリアデザイン科目の開講、学内企業説明会の開催、インターンシップの実施など、きめ細かなキャリア支援により、就職希望者に占める就職者の割合が目標の100%を継続して達成していることが評価される。
- 学校教育への支援については、留学生の小・中学校等との交流回数が目標を上回っており、地域の児童生徒の英語コミュニケーション能力の養成や異文化理解への支援が積極的に実施されていることが評価される。

#### 財務状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

#### 法人のマネジメントについて

全体として計画どおり実施していると認められる。

### 中期計画の達成状況

中期計画の達成に向け着実に年度計画が実施されている。

県内出身入学者及び大学院学生の確保については、更なる努力が求められる。

### 組織、業務運営等に係る改善事項等について

組織、業務の運営等に関し、特に改善を勧告すべき点はない。

国際教養大学（令和元年度）項目別評価結果

評価項目	自己評価	評価
I 教育研究に関する目標を達成するための措置	A	A
1 教育の充実	A	A
(1) 国際教養教育の充実	A	A
(2) 留学生に対する教育の充実	A	A
(3) 専門職大学院教育の充実	A	A
2 多様な学生の確保	B	B
(1) 学生の確保	B	B
(2) 留学生の確保	A	A
(3) 大学院学生の確保	B	B
3 学生支援	A	A
(1) 学修の支援	A	A
(2) 学生生活の支援	A	A
(3) キャリア支援	A	A
4 研究の充実	A	A
(1) 国際教養教育に資する研究の推進	A	A
(2) 学術交流の推進	A	A
II 地域貢献に関する目標を達成するための措置	A	A
1 学校教育への支援	A	A
(1) 児童生徒の英語コミュニケーション能力養成等への支援	A	A
(2) 英語担当教員の指導力向上への支援	A	A
2 国際化の推進	A	A
(1) 県民と留学生等との交流の推進	A	A
(2) アジア地域等との交流拡大に向けた取組の推進	A	A
3 地域社会への貢献	A	A
(1) 多様な学習機会の提供	A	A
(2) 社会人の能力開発	A	A
(3) 地域活性化への支援	A	A
(4) 国内外への情報発信	A	A

評価項目	自己評価	評価
III 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	A	A
1 組織運営の効率化及び大学運営の改善	A	A
(1) 組織運営	A	A
(2) 大学運営の改善	A	A
(3) 人事管理	A	A
2 財務内容の改善	A	A
(1) 財政基盤の強化	A	A
(2) 経費の節減	A	A
3 自己点検評価等の実施及び情報公開	A	A
(1) 自己点検評価等	A	A
(2) 情報公開	A	A
4 その他業務運営に関する事項	A	A
(1) 安全等管理体制の充実	A	A
(2) 教育研究環境の整備	A	A
(3) 情報セキュリティ対策の強化	A	A
(4) コンプライアンスの徹底	A	A
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A	A
V 短期借入金の限度額	—	—
VI 重要な財産の譲渡等に関する計画	—	—
VII 剰余金の使途	A	A
VIII 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	A	A

(参考)	評価基準	評価
	特に優れた実績を上げている。	S
	年度計画どおり実施している。（100%以上）	A
	概ね年度計画を実施している。（80%以上100%未満）	B
	年度計画を十分には達成できていない。（80%未満）	C
	業務の大幅な改善が必要である。	D

公立大学法人国際教養大学の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する全体評価調書  
(中期目標の期間：平成28年4月1日～令和4年3月31日)

**全体評価**

**事業の実施状況について**

全体として計画を順調に実施していると認められる。

- 学生の確保については、グローバル・セミナー入試定員の見直しやアドミッション・オフィサー制度を導入したことは評価されるものの、県内出身入学者数に係る目標の未達成が継続しており、中期計画に掲げた「秋田県地域枠を設ける」等の方策を具体化し、県内出身者20%以上の目標を達成するよう更なる努力が求められる。
- 留学生の確保及び留学先拡大の取組については、海外学生向け広報の充実や留学生の満足度の向上を図るなど留学生の確保に努めながら、海外提携校数の目標値200大学を前倒して達成したことが評価される。
- 大学院学生の確保については、広報活動の強化等に取り組んでいるものの、大学院定員の未充足が継続していることから、引き続き大学院学生の確保に向けた更なる努力が求められる。
- 学修の支援については、外国語の自律学修支援、英語論文や数学などの個別学修支援、特別選抜入試の合格者に対する英語強化合宿の実施など、きめ細かな取組が行われていることが評価される。
- キャリア支援については、キャリアデザイン科目の開講、学内企業説明会の開催、インターンシップの実施など、きめ細かなキャリア支援により、就職希望者に占める就職者の割合が目標の100%を継続して達成していることが評価される。
- 学校教育への支援については、留学生の小・中学校等との交流回数が目標を継続して上回っていることが評価される。今後も、地域の児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上に資する機会を幅広く提供することが期待される。

**財務状況について**

全体として計画を順調に実施していると認められる。

**法人のマネジメントについて**

全体として計画を順調に実施していると認められる。

**組織、業務運営等に係る改善事項等について**

組織、業務の運営等に関し、特に改善を勧告すべき点はない。

国際教養大学（中期目標期間見込）項目別評価結果

評価項目	自己評価	評価
I 教育に関する目標を達成するための措置	A	A
1 教育の充実	A	A
(1) 国際教養教育の充実	A	A
(2) 留学生に対する教育の充実	A	A
(3) 専門職大学院教育の充実	A	A
2 多様な学生の確保	B	B
(1) 学生の確保	B	B
(2) 留学生の確保	A	A
(3) 大学院学生の確保	B	B
3 学生支援	A	A
(1) 学修の支援	A	A
(2) 学生生活の支援	A	A
(3) キャリア支援	A	A
4 研究の充実	A	A
(1) 国際教養教育に資する研究の推進	A	A
(2) 学術交流の推進	A	A
II 地域貢献に関する目標を達成するための措置	A	A
1 学校教育への支援	A	A
(1) 児童生徒の英語コミュニケーション能力養成等への支援	A	A
(2) 英語担当教員の指導力向上への支援	A	A
2 国際化の推進	A	A
(1) 県民と留学生等との交流の推進	A	A
(2) アジア地域等との交流拡大に向けた取組の推進	A	A
3 地域社会への貢献	A	A
(1) 多様な学習機会の提供	A	A
(2) 社会人の能力開発	A	A
(3) 地域活性化への支援	A	A
(4) 国内外への情報発信	A	A

評価項目	自己評価	評価
III 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	A	A
1 組織運営の効率化及び大学運営の改善	A	A
(1) 組織運営	A	A
(2) 大学運営の改善	A	A
(3) 人事管理	A	A
2 財務内容の改善	A	A
(1) 財政基盤の強化	A	A
(2) 経費の節減	A	A
3 自己点検評価等の実施及び情報公開	A	A
(1) 自己点検評価等	A	A
(2) 情報公開	A	A
4 その他業務運営に関する事項	A	A
(1) 安全等管理体制の充実	A	A
(2) 教育研究環境の整備	A	A
(3) 情報セキュリティ対策の強化	A	A
(4) コンプライアンスの徹底	A	A
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A	A
V 短期借入金の限度額	-	-
VI 重要な財産の譲渡等に関する計画	-	-
VII 剰余金の使途	A	A
VIII 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	A	A

評価基準	評価
特に優れた実績を上げている。	S
中期目標を達成する見込みである。（100%以上）	A
中期目標を概ね達成する見込みである。（80%以上100%未満）	B
中期目標を十分には達成できない見込みである。（80%未満）	C
業務の大幅な改善が必要である。	D

秋田県が設立した公立大学法人の令和元年度における  
業務の実績等に関する評価について

令和 2 年 9 月 1 1 日

秋田県地方独立行政法人評価委員会

委員長 西 田 眞

秋田県地方独立行政法人評価委員会は、この度、公立大学法人秋田県立大学及び公立大学法人国際教養大学の令和元年度における業務の実績並びに公立大学法人国際教養大学の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を実施し、評価結果を取りまとめました。評価に関する委員長としての所見は次のとおりです。

**公立大学法人秋田県立大学の年度評価結果について**

- 全体評価については、令和元年度における業務の運営等に関し、全体として計画どおり実施されており、特に改善を勧告すべき点はない。
- 項目別評価については、ほぼすべての項目が A 評価である。
- 特に、インターンシップなど積極的な取組の実施により県内企業等への就職者の割合が目標値 24% を超えたことが高く評価される。  
また、学年に応じたきめ細かなキャリア教育・就職支援や求人開拓の取組により就職希望者に占める就職者の割合が目標の 100% を達成したことが評価される。
- 県内出身入学生の確保については、目標達成に向けた更なる努力が求められる。  
また、大学院学生の確保については、社会人学生の受入れなど博士後期課程への入学者確保の取組は評価されるが、引き続き大学院全体の収容定員充足に向けた更なる取組が期待される。



## 公立大学法人国際教養大学の年度評価結果について

- 全体評価については、令和元年度における業務の運営等に関し、全体として計画どおり実施されており、特に改善を勧告すべき点はない。
- 項目別評価については、ほぼすべての項目がA評価である。
- 特に、キャリアデザイン科目の開講や学内企業説明会の開催などきめ細かなキャリア支援により就職希望者に占める就職者の割合が目標の100%を達成したことが評価される。  
また、英語論文や数学などの個別学修支援、特別選抜入試の合格者に対する英語強化合宿の実施などきめ細かな学修支援が行われていることが評価される。
- 県内出身入学者の確保については、グローバル・セミナー入試の定員の拡充等の見直しは評価されるが、目標達成に向けた更なる努力が求められる。  
また、大学院学生の確保については、引き続き大学院全体の収容定員充足に向けた更なる努力が求められる。

## 公立大学法人国際教養大学の期間見込評価結果について

- 全体評価については、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の運営等に関し、全体として計画は順調に実施されており、特に改善を勧告すべき点はない。
- 項目別評価については、ほぼすべての項目がA評価である。
- 特に、キャリアデザイン科目の開講や学内企業説明会の開催などきめ細かなキャリア支援により就職希望者に占める就職者の割合が目標の100%を継続して達成していることが評価される。  
また、海外学生向け広報の充実や留学生の満足度の向上を図るなど留学生の確保に努めながら、海外提携校数の目標値200大学を前倒して達成したことが評価される。

- 県内出身入学者の確保については、グローバル・セミナー入試定員の見直しやアドミッション・オフィサー制度を導入したことは評価されるが、目標達成に向けた更なる努力が求められる。

また、大学院学生の確保については、引き続き大学院全体の収容定員充足に向けた更なる努力が求められる。

**【お問い合わせ先】**

秋田県地方独立行政法人評価委員会

事務局：秋田県総務部総務課

## 業務の実績に関する評価基準について

[各事業年度]

- 評価基準は評価委員会で決定し、評価については項目別評価と全体評価により行う。

項目別評価 … 中期計画に掲げた各項目の実施状況と業務の内容及び法人による自己評価結果等を総合的に勘案して実施する。

全体評価 … 項目別評価の結果を踏まえ、業務の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

- 項目別評価の評価区分と評価基準

区 分	評 価 基 準
S	特に優れた実績がある場合
A	達成度が 100 %以上
B	達成度が 80 %以上 100 %未満
C	達成度が 80 %未満
D	業務の大幅な改善が必要な場合

[中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間]

- 評価基準は評価委員会で決定し、評価については項目別評価と全体評価により行う。

項目別評価 … 中期目標及び中期計画に掲げた各項目の達成見込みの状況について、各事業年度の実績及び法人による自己評価結果等を総合的に勘案して実施する。

全体評価 … 項目別評価の結果を踏まえ、業務の達成状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

- 項目別評価の評価区分と評価基準

区 分	評 価 基 準
S	特に優れた実績がある場合
A	達成度が 100 %以上
B	達成度が 80 %以上 100 %未満
C	達成度が 80 %未満
D	業務の大幅な改善が必要な場合

## 【参 考】

## ○ 秋田県地方独立行政法人評価委員会委員名簿

委員長	西田 眞	放送大学秋田学習センター所長
委員長代理	小松 弘之	株式会社フィデア情報総研 執行役員
委員	菅 希代美	公認会計士
委員	佐藤 家隆	一般社団法人秋田県医師会 顧問、 佐藤医院 院長
委員	小泉 ひろみ	一般社団法人秋田県医師会 副会長、 秋田こどもの心と発達クリニック 院長

## ○ 令和2年度における評価委員会開催実績

日 時	会 議 内 容
7月15日	第1回評価委員会 (秋田県立大学の年度評価及び国際教養大学の年度・期間見込評価に関するヒアリング ほか)
8月5日	第2回評価委員会 (秋田県立病院機構の年度評価案及び秋田県立療育機構の年度評価案に関するヒアリング ほか)
8月19日	第3回評価委員会 (秋田県立大学の年度評価及び国際教養大学の年度・期間見込評価に関する審議並びに秋田県立病院機構の年度評価案及び秋田県立療育機構の年度評価案に関する委員会意見協議)

## ○ 地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第78条の2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第28条から第30条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- (1) 次号及び第3号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
  - (2) 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
  - (3) 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後3月以内に、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第1項の評価は、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第29条の規定は、第1項の評価を受けた公立大学法人について準用する。